令和７年度八王子市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金

申請の手引き

物価高騰等の影響を受けた介護サービス事業所等の負担軽減を図り、安定的で持続可能な事業運営が行えるようにするため、市内に所在する介護サービス事業所等を運営する事業者に対し、令和７年度介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付します。本手引きをご確認のうえ、期日までにご申請ください。

１．対象期間

本支援金交付事業で対象とする期間は、令和７年４月１日から令和７年９月30日までです。

２．交付対象

支援金の交付対象となる事業者は、以下の要件をすべて満たす必要があります。詳細については、「令和７年度八王子市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）をご確認ください。

① 八王子市内において、老人福祉法（昭和38年法律第133号）又は介護保険法（平成９年法律第123号）に規定するサービス（交付対象となるものに限る。）を提供する事業所を運営する法人であること。

② 運営している事業所が、令和７年９月１日までに指定等をされ、交付対象となるサービスを提供していること。

③ 対象期間内に、②に該当する事業所において、継続して交付対象となるサービスを提供していること。

④ 申請の時点で、②に該当する事業所を廃止又は休止（廃止又は休止予定を含む）していない法人であること。ただし、運営している事業所の一部を廃止又は休止している法人を除く。

⑤ 運営している事業所が交付対象となるサービス（区分が「訪問系」及び「通所系等」となっているものに限る。） を提供するにあたって、対象期間に事業者等が所有する自動車を使用し、当該自動車に使用したガソリン及び軽油にかかる費用（以下「燃料費」という。）を負担していること。
また、令和７年４月１日（以下「基準日」という。）において、当該自動車を所有していること。ただし、令和７年４月２日から令和７年９月１日までに指定等をされた事業所については、指定等をされた日を基準日とする。

⑥ 令和７年３月31日時点で必要な事業年度分の市税の申告がなされており、かつ市税の滞納がないこと。

３．交付対象となるサービス種別及び交付額

介護サービス種別ごとに、使用している自動車の台数や定員数等に応じて交付額を算定します。詳細については、交付要綱をご確認ください。

<table>
<tr><td colspan="5">対象となる事業所（※1-1～1-3）</td></tr>
<tr><td>区分</td><td>サービス種別</td><td>対象経費</td><td>対象車両及び対象者（※2）</td><td>交付額</td></tr>
<tr><td>訪問系</td><td>夜間対応型訪問介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
訪問型サービスA</td><td rowspan="2">燃料費</td><td>利用者宅への訪問に使用している自動車</td><td>対象車両1台あたり
月額900円</td></tr>
<tr><td>通所系等</td><td>地域密着型通所介護
予防通所介護相当サービス
認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護</td><td>利用者の送迎に使用している自動車</td><td>対象車両1台あたり
月額1,700円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">施設系</td><td>介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護医療院</td><td rowspan="3">光熱費</td><td>定員のうち、介護保険法第五十一条の三における特定入所者介護サービス費の対象となる特定入所者を除いた者</td><td rowspan="3">対象者一人あたり
月額3,907円</td></tr>
<tr><td>地域密着型介護老人福祉施設
認知症対応型共同生活介護</td><td>定員</td></tr>
<tr><td>特定施設入居者生活介護</td><td>要支援1以上の認定を受けている入居者</td></tr>
</table>

※1-1　事業所が介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1事業所として取り扱う。

※1-2　事業所が介護サービスと介護予防・日常生活支援総合事業の両方の指定を受けている場合は、1事業所として取り扱う。

※1-3　予防通所介護相当サービス及び訪問型サービスAは、当該サービスのみを提供している事業所を支給対象とする。

※2　対象車両及び対象者は、令和７年４月１日時点の数とする。ただし、令和７年４月２日から令和７年９月１日までに指定等をされた事業所については、指定等をされた日時点の数とする。

４．申請から支援金受領までの流れ

本支援金は、交付対象となるサービスを提供している事業所の運営法人（事業者）が申請してください。

運営している事業所が複数ある場合も、事業所ごとではなく運営法人（事業者）が一括して申請してください。

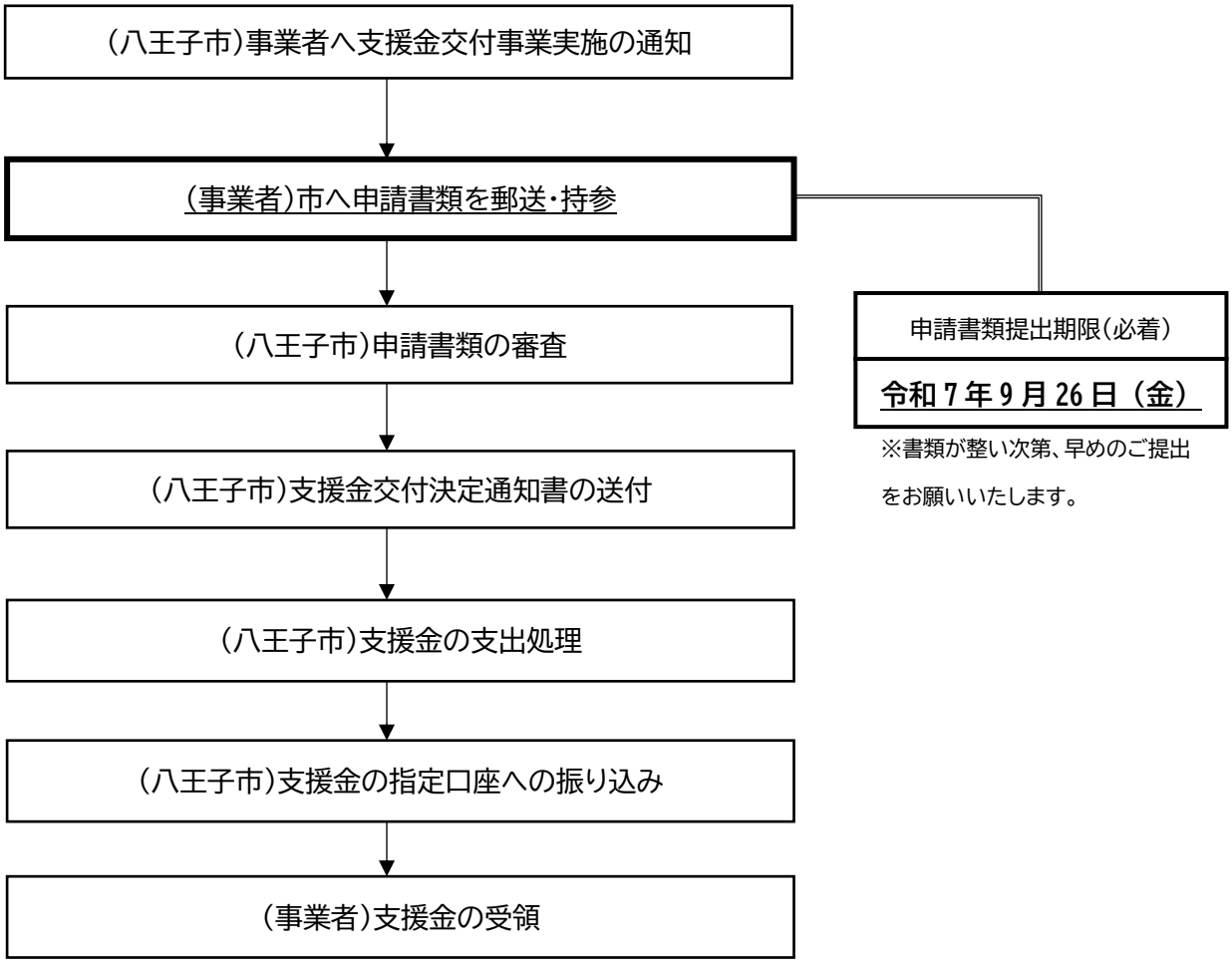

５．申請書類の作成について

⑴　第１号様式（交付申請書兼口座振替依頼書）

●すべての事業者が提出する書類です。

●様式は、八王子市のホームページ（下記ＵＲＬ）に掲載しています。
https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/003/001/p035767.html

●手書きはせず、Excel に入力して作成してください。

●Excel ファイル内に記入例がありますので、作成時にご確認ください。

●「1 申請額」は別紙 1-1、1-2、1-3、別紙 2、別紙 3 に入力することで、自動で表示されます。

●「2 申請者」は、事業所ではなく法人の情報を入力してください。

●**押印欄には、法人の代表者印（役職名が入っているもの）を使用してください。**代表者印を作成していない場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

●代表者印は、朱肉を使用して押す印鑑を使用してください（スタンプ印は不可）。

●押印は、代表者氏名に重ならないようにしてください。

⇒　支援金の支出処理の際に第１号様式を AI-OCR で読み取りますが、文字と押印が重なっていると読み取りエラーが発生する場合があります。

●押印は、印影が鮮明に見えるようにしてください。下記のような場合、代表者印の押し直しや第１号様式の再提出をお願いすることがあります。

⇒　印影が薄く、文字が判読できない。
印影がかすれている。
印鑑の文字が欠けている。
文字が二重になっている。
朱肉の量が多く、印影がにじんでいる。
大きな角度で斜めになっている。
上下が逆になっている。

●「3 振込先口座情報」は、支援金の振込先の口座を入力する欄になります。
口座は、「2　申請者」と同一名義の法人口座にしてください。ただし、法人の支店口座や経理部門の口座を指定することは可能です。
例：「2　申請者」が「株式会社　八王子」で振込口座を元本郷支店の口座にする場合

⇒　カ）ハチオウジ モトホンゴウシテン
この場合、「2　申請者」と法人格が一致しているため、振込口座として指定することが可能です。

●「3 振込先口座情報」を入力する際は、八王子市のホームページに掲載している「口座名義略語一覧」と「ゆうちょ銀行振込先口座読替票」を参照してください。

●「3 振込先口座情報」の金融機関・支店コード・口座番号については、通帳の表紙裏（通帳をめくった１頁目）等を確認し、半角で数字を入力してください。

●「3 振込先口座情報」の口座名義人は、通帳の表紙裏（通帳をめくった１頁目）等を確認し、半角カタカナで入力してください。

⑵　第１号様式の別紙１－１、1-2、1-3、別紙２、別紙３

●すべての事業者が提出する書類です。

●様式は、「第１号様式」の Excel ファイル内にあります。

●手書きはせず、Excel に入力して作成してください。

●Excel ファイル内に記入例がありますので、作成時にご確認ください。

●サービス種別ごとに提出が必要な別紙が異なります。複数のサービスを提供している事業者は、該当する別紙をすべて提出してください。

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院・・・・・・・・・別紙１－１
地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護・・・・・別紙１－２
特定施設入居者生活介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙１－３
通所系等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙２
訪問系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙３

例：運営する事業所が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のみの場合

⇒　別紙 1-1 を提出する。

例：運営する事業所が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、地域密着型通所介護の場合

⇒　別紙 1-1、別紙２を提出する。

●別紙に入力する定員や自動車の台数は、令和７年４月１日時点の数です（令和７年４月２日から令和７年９月１日までに指定等をされた事業所を除く）。
令和７年４月２日以降に数の増減があった場合でも、必ず令和７年４月１日時点の数を入力してください。

●事業所番号、定員等を入力すると自動で金額が表示されます。

例１：平成 12 年４月１日に指定された介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
令和７年４月１日時点の定員：100 人
令和７年４月１日時点の特定入所者数：52 人
（100－52）×3,907×6＝1,125,216
⇒　定員（100 人）から特定入所者数（52 人）を引いた数（対象者数：48 人）×3,907 円（対象者一人あたりの交付額。月額。）×6 か月（対象期間）＝1,125,216 円が支援金として支給される金額になります。

例２：平成 30 年４月１日に指定された地域密着型通所介護
令和７年４月１日時点の送迎車両の台数：４台
4×1,700×6＝40,800
⇒　送迎車両の台数（4 台）×1,700 円（対象車両１台あたりの交付額。月額。）×6 か月（対象期間）＝40,800 円が支援金として支給される金額になります。

●同じ事業所番号でサービス種別が異なる場合や、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のサテライト事業所を運営している場合は、下段の枠に手入力してください。

⑶　振込口座が確認できる書類

●すべての事業者が提出する書類です。

●金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人（カナ）が確認できる書類を提出してください。

例：通帳の表紙裏（通帳をめくった１ページ目）のコピー等

⑷　サービス提供のために使用している自動車の車検証のコピー

●訪問系・通所系等の事業所を運営している場合は、提出が必要です。施設系の事業所のみを運営している場合は、提出不要です。

●従来の紙の車検証（A4 サイズ）の場合は、車検証のコピーを提出してください。
電子車検証（A6 サイズ相当の厚紙にＩＣタグが貼付されているもの）の場合は、車検証のコピーに加え、「自動車検査証記録事項」のコピーも必ず提出してください。

⇒　自動車の「所有者情報」と車検証の「有効期間満了日」は「自動車検査証記録事項」にしか記載されていないため、提出が必要になります。

●リース契約を締結している自動車を使用している場合、必要に応じてリース契約書の写しの提出を求めることがあります。

⑸ 申請書類一覧票

●すべての事業者が提出する書類です。

●様式は、八王子市のホームページ（下記ＵＲＬ）に掲載しています。
https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/003/001/p035767.html

●記載されている項目について確認し、チェックをつけてください。

⇒「サービス提供のために使用している自動車の車検証のコピー」の項目については、自動車の状態によってチェックすべき項目が異なりますので、よくご確認ください。

●申請書類の内容確認のため、職員から連絡をする場合があります。担当者の連絡先は、必ず記載してください。

６．申請受付期間

令和7年（2025年）8月12日（火）～令和7年（2025年）9月26日（金）（必着）

７．提出方法及び提出先

郵送もしくは窓口への持参により提出してください。

〒192-8501　東京都八王子市元本郷町 3-24-1
八王子市福祉部高齢者いきいき課　事業者指定担当　支援金受付係

※　郵送の場合、宛先に「支援金受付係」と明記してください。

※　開庁時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時
土曜日・日曜日、祝日は、閉庁しております。

８．問い合わせ先

八王子市福祉部高齢者いきいき課　事業者指定担当

【電話番号】042-620-7452、042-620-7294

Q＆A

Q１：令和７年度中に開設した事業所は対象になるか？

Ａ１：令和７年９月１日までに開設した事業所が対象となります。

Q２：申請日時点で休止している、または廃止した事業所は対象になるか？

Ａ２：対象外です。

Q３：対象期間中（例：令和７年８月３１日）に休止または廃止を予定している事業所は、対象になるか？

Ａ３：対象外です。

Q４：１つの事業所で、地域密着型通所介護と予防通所介護相当サービスの両方を実施している場合の考え方は？

Ａ４：介護サービスと、介護予防サービスまたは介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを１つの事業所で提供している場合は、１つの交付対象事業所とします。

Q５：介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に併設している短期入所者生活介護の利用者のうち、介護保険法第五十一条の三における特定入所者介護サービス費の対象となる特定入所者を除いた者は対象となるか。

Ａ５：本支援金の交付対象となるサービス種別は、交付要綱の別表に記載されているもののみになります。短期入所者生活介護は別表に記載されていないため、対象外です。

Q６：交付対象となる自動車や対象者の数は、どのように決めているのか？

Ａ６：対象車両及び対象者は、令和７年４月１日時点の数です。
ただし、令和７年４月２日から令和７年９月１日までに指定等をされた事業所については、指定等をされた日時点の数としています。

Q７：対象となる自動車に、法人ではなく事業所所有の車は含まれるか。

Ａ７：事業所が所有する自動車は対象となります。

Q８：訪問に原付バイクを使用しているが、支援金の対象となるか。

Ａ８：本支援金では、ガソリン価格高騰の影響を受けやすい自動四輪車（軽自動車以上）を対象としています。そのため、原付バイクやスクーター等の二輪車や三輪バイク、エンジンの総排気量の少ないミニカーにかかる燃料費は、本支援金の対象外となります。

Q９：法人（事業所）で自動車のリース契約を行い、送迎に利用しているが、支援金の対象となるか。

Ａ９：リース契約の自動車を送迎等に使用している場合についても、本支援金の対象となります。
なお、燃料費は法人（事業所）で負担していることが必要です。

Q10：職員名義の自動車を送迎に利用しているが、支援金の対象となるか。
A10：職員（職員の家族も含む。）名義の自動車を送迎等に使用しており、燃料費を法人（事業所）で負担している場合は、本支援金の対象となります。 なお、燃料費を法人（事業所）で負担していることについて、市から資料の提出を求める場合があります。
Q11：送迎等を委託して実施しているが、支援金の申請は可能か。
A11：法人（事業所）が燃料費を負担している場合、本支援金の対象となります。 申請の際は車検証の写しに加え、委託契約書の写しを添付してください。 なお、燃料費を法人（事業所）で負担していることについて、市から資料の提出を求める場合があります。
Q12：電気自動車は本事業の対象となるか。
A12：本事業はガソリン、軽油にかかる費用が対象となるため、電気自動車については支援金の対象外となります。
Q13：複数の対象事業所で１台の自動車を使用しているが、事業所ごとの申請は可能か。
A13：同一の自動車を複数の事業所で使用している場合は、使用頻度が最も高い事業所で申請する等、１つの事業所でご申請ください。
Q14： 対象期間中に１台追加で自動車を購入したが、追加申請は可能か。
A14：追加購入をされた分については、申請できません。基準日時点の台数により、申請を行ってください。
Q15：基準日以降に廃車にした自動車が１台あるが、対象となるか。
A15：基準日時点で所有している自動車であれば、対象となります。
Q16：事業所ごとに申請できるか？
A16：できません。法人単位で申請してください。
Q17：事業所名義の口座を、振込口座として使用できるか？
A17：原則、申請者（法人）と同一の口座を使用してください。ただし、口座名義人が申請者の法人格と一致している場合は可能です。詳細については、本手引きの「５．申請書類の作成について」の「① 第１号様式（交付申請書兼口座振替依頼書）」をご確認ください。
Q18：東京都が実施する「令和７年度特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策支援金」や「令和７年度介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策支援金」をすでに申請しているが、八王子市の支援金も申請することは可能か？
A18：上記の東京都の支援金を申請している場合でも、本支援金への申請は可能です。 ただし、訪問系・通所系等の事業所が使用している自動車の燃料費について、上記の東京都の支援金を申請している場合は、同じ自動車を対象として本支援金を申請することはできないためご注意ください。

Q19：八王子市が実施した「令和６年度（令和７年実施）八王子市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金」の交付を受けているが、この支援金を申請することは可能か？
A19：「令和６年度（令和７年実施）八王子市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金」と本支援金は対象期間が異なるため、本支援金への申請は可能です。
Q20：この支援金を受けたあとに、他の自治体が実施する物価高騰対策支援金を申請することは可能か？
A20：他の自治体が実施する支援金等への申請の可否については、申請する自治体にお問い合わせください。